

第7章 計画の推進体制

1. 推進体制

温室効果ガス排出量削減のための取組を進めるにあたり、各取組の主体間及び庁内の連携・協力を図り、脱炭素社会構築を推進していきます。

(1) 市民・事業者との連携

市は、市民や事業者の温室効果ガス排出量削減のための取組を促進し、支援を進めるとともに、脱炭素型ライフスタイル及びビジネススタイルを推進します。

(2) 庁内の連携

▶ 庁内の調整等

脱炭素社会の実現に向けては、環境分野に限らず、交通・農林業・都市計画など、庁内の横断的連携が必要となるため、連絡調整や協議を行い、庁議において報告を行うことで、本計画を効果的に推進していきます。

▶ 各種行政計画との連携

本計画は、上位計画や温室効果ガス排出量の削減に関連する行政計画等を所管する部署と必要に応じて連携を図ります。

(3) 伊予市環境審議会

学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民等により構成される「伊予市環境審議会」において、報告や協議を行います。

(4) 国、県等との連携

市域に限定せず、広域的な視点から取り組むことが有効なものや、技術的・財政的な理由などで本市が単独で対応することが難しい取組について、国や県等との連携を図りながら対応していきます。

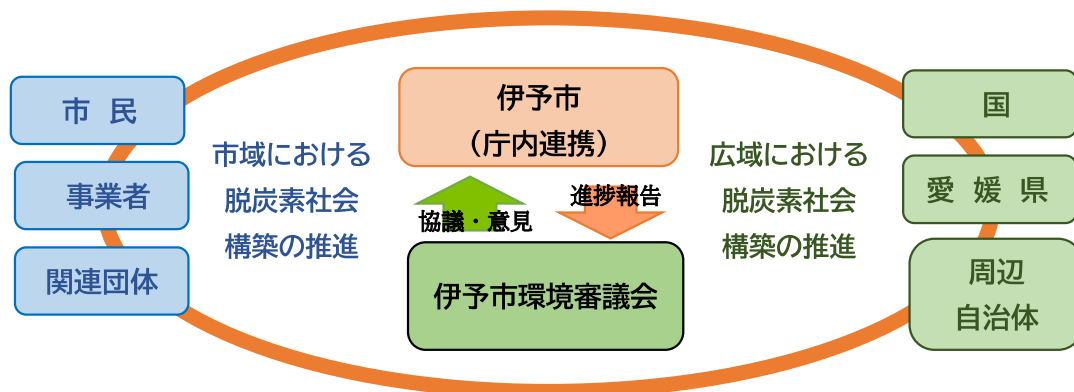


図 7-1 計画の推進体制

2. 計画の進行管理

(1) 計画の進捗状況の把握

計画の進捗状況を把握するため、市内の温室効果ガスの排出状況について、毎年定期的に推計を実施するとともに、計画に位置づけた施策の実施状況についても取りまとめを行います。

(2) 取組状況の評価

温室効果ガス排出量の推計結果から、計画に示した削減目標の達成状況を確認するとともに、各施策の取組状況については、PDCA サイクルによる評価を行い、対策・施策の見直しや追加等を行います。

また、温室効果ガスの排出量の推計結果や対策・施策の実施状況については、毎年度、ホームページなどを通じ、広く市民に公表するほか、必要に応じ「伊予市環境審議会」へ報告することにより、適切な評価を加えていただくものとします。

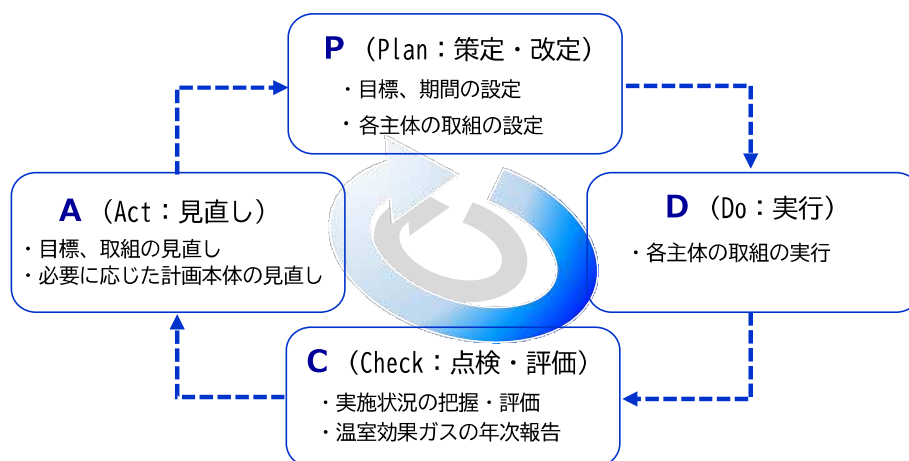


図 7-2 計画の進行管理